

## 【フランス】国民の食料主権の回復と農業を次世代へつなぐための法整備

前海外立法情報課 金子 敏子

\* 2025年3月、食料主権と農業の世代交代の政策を定めるオリエンテーション法が成立した。今後の改革の方向性と国の目標に加え、就農や農業活動を支援する具体策が盛り込まれた。

### 1 制定の目的と背景

2025年3月、「食料主権と農業における世代交代のための2025年3月24日のオリエンテーション法第2025-268号」<sup>1</sup>が成立し、同月26日に施行された<sup>2</sup>。本法の目的は、農業者の世代交代に向け、地域の若者等の就農や育成を支援し、気候変動等による新たな環境に農業を適応させること、また、それによって食料主権（後述2(1)参照）の回復を図ることにある。背景には、近年のフランス国内における農業人口の減少や食料自給率の低下がある<sup>3</sup>。また、高齢化により、10年後には農業者の3分の1以上が65歳に達するとされており、農業者の円滑な世代交代は喫緊の課題となっていることが挙げられる。さらに、2024年1月に、環境規制に反対する農業者の大規模抗議活動が国内で相次いだことも本法に影響を与えた<sup>4</sup>（後述2(4)参照）。

### 2 法律の構成と主な内容

本法は全4章44か条から成る<sup>5</sup>。本法は、基本的に各条項により、農事海洋漁業法典、環境法典、国民役務法典ほか関連諸法を改正する形を取る。以下、その一部を紹介する。

#### (1) 食料主権の回復と農業に関する基本方針（第1章：第1条～第6条）

第1条I第1号は、農事海洋漁業法典第1編冒頭にL.第1A条を追加する。同条によれば、農業と漁業の保護、重視、発展は、国民の食料主権を保障する限りにおいて、主要な一般利益であり、かつ、国全体の経済力に不可欠な要素としてその基本的利益を構成する。食料主権とは、全人口が健康的な食料にアクセスするために必要な農産物や食品を生産、加工、流通し得

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年9月8日である。

<sup>1</sup> Loi n° 2025-268 du 24 mars 2025 d'orientation pour la souveraineté alimentaire et le renouvellement des générations en agriculture. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000051368091>> オリエンテーション法（又は法律）（loi d'orientation）とは、新しい基本政策を定める法律を指す。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002, p.347.

<sup>2</sup> 本法案は、2022年12月から半年以上にわたって農業食料主権省が実施した、地域及び国レベルでの関係者協議を経て策定された。Éric Girardin et al., *Assemblée nationale Rapport*, n°2600, 2024.5.4, p.9. <[https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/cion-eco/l16b2600\\_rapport-fond.pdf](https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/cion-eco/l16b2600_rapport-fond.pdf)> その後、2024年5月に審議入りし、国民議会（下院）の解散による審議中断及び元老院（上院）による修正を経て2025年2月20日に採択された。成立法は、今後の改革の道筋を示すものとして、農業所得の保護に向けた法整備（いわゆるエガリム法）と並んで「農業者支援のためのより広範な運動の一環」とされる。ibid., p.13. エガリム法については、小澤隆「農産物・食品の適正な価格の在り方をめぐる欧州の動向」『レファレンス』No.893, 2025.5, pp.10-13. <<https://doi.org/10.11501/14275921>> を参照。

<sup>3</sup> 2000年には66万4000軒の農場と76万4000人の農業者を有したが、2020年には38万9000軒と49万6000人に減少した。Girardin et al., ibid., p.69. また、フランスは19部門で自給を達成しており、これは総消費量の76%を占める一方、6部門は輸入に依存（自給率75%未満）しており、この10年で5部門から一つ増加した。依存は果物と野菜に顕著であるとされる。“Évaluation de la souveraineté agricole et alimentaire de la France,” 2025.3, p.7. Vie publique Website <<https://www.vie-publique.fr/files/rapport/pdf/293731.pdf>> 食料主権については、“La souveraineté alimentaire.” n°8, 2025.1.24. <[https://www.vie-publique.fr/files/medias/L\\_essentiel\\_Numero\\_8\\_La\\_souverainete\\_alimentaire.pdf](https://www.vie-publique.fr/files/medias/L_essentiel_Numero_8_La_souverainete_alimentaire.pdf)> も参照した。

<sup>4</sup> 農業の高齢化についてはGirardin et al., op.cit.(2), p.8を参照。抗議活動の影響についてはibid., pp.9, 11を参照。

<sup>5</sup> 採択時は58か条であったが、20か条につき、議員の申立てを受けて憲法院の事前審査に付され、そのうち一部については同月20日に違憲と判示された。違憲を理由に削除された条項の番号自体は残存するため、注意を要する。

る国全体の能力の維持及び発展並びに世界の食料安全保障に資する輸出能力の維持として理解されるとの定義が置かれた<sup>6</sup>。また、農業とは、農事海洋漁業法典<sup>7</sup>に基づき農業とみなされる活動を意味し、畜産、水産養殖、牧畜、ぶどう栽培、種子栽培、園芸、養蜂、林業が含まれる。

#### (2) 将来の農業者の育成と技術革新に関する規定（第2章：第7条～第19条）

2030年までに、農業及び農業食品産業のキャリア準備に向けた農業技術教育プログラムの受講者数を2022年比で30%増加させること（第7条I第1号）、また、養成された農業技術者の数を2017年比で30%増加させること（同第3号）などの目標が示された。これらの目標に向け、国及び地方公共団体は、各地域の特性を踏まえ、様々な政策を実施する。特に農業の魅力を伝える政策の一環として、小学生を対象とした農業教育（同条III第1号）、中高生を対象とした生物関連職業のインターンシップ（同第2号）、18～35歳の市民を対象とした6か月のボランティア（第8条による国民役務法典L.第120-1条II第4号の追加）などがある。

#### (3) 農場の取得及び移譲の促進に関する規定（第3章：第20条～第30条）

2035年までに、国内に少なくとも40万軒の農場と50万人の農業者を有するとの目標が示された（第20条II）。就農支援として、県は、希望者が助言や支援を单一窓口で受けられるよう、フランス農業サービスと呼ばれるネットワーク窓口（オンラインも活用）を創設する（第24条）。また、農業者が共同で行動計画を立てられるよう、期間を1年限定とする試験的パートナーシップ（更新は一回可能）を導入する（第26条）。さらに、農業者の農場の取得や転換の行動計画のレジリエンス（気候変動に対する回復力）を測定するためのモジュラー型診断<sup>8</sup>を遅くとも2026年までに導入し、農業者がこれらの診断情報にアクセスできる仕組みの創設が目指される（第22条）。一方、離農支援としては、上記窓口のほか、十分な期間農業に従事してきた59歳以上の者が恒久的に農業をやめる場合における引継支援を2026年から導入する（第21条）。

#### (4) 農業活動の簡素化と安全・安心確保に関する規定（第4章：第31条～第58条）

環境規制が農業活動へ及ぼす影響は大きい。農業者が安心して農業に従事できるよう、生物多様性への侵害に対する罰則が第31条により改正された（環境法典L.第171-7-2条）。野生動植物やその生息地への侵害行為に対し、故意又は重大な過失が認められない場合は、刑事制裁ではなく、行政当局により450ユーロ<sup>9</sup>以下の罰金（amende）の支払が命じられる<sup>10</sup>。また、生垣に関する諸規定が第37条により追加された（環境法典L.第412-21～28条）。生垣はフランス各地で見られる緑地であり、農業の大規模化等に伴い、その面積は減少したが<sup>11</sup>、近年、生態学的・社会的・経済的観点からその価値が見直されている<sup>12</sup>。県は、複雑な現行規制に鑑み、生垣の維持・破壊いずれにせよ個々の事案がいかなる規制の対象になり得るかを、一目で分かる詳細な地図情報として、農業者ほか全ての関係者にオンラインで提供する（同L.第412-28条）。

<sup>6</sup> 食料主権には、農業の持続可能性と魅力の確保、農場の取得や移譲の促進、農業の競争力確保、世代交代、農業者への公正な報酬などの優先事項が設定されている（第1条I第2号a）。国の行動目標としては、2030年1月1日までに耕地面積の21%を有機農業が占めるようにすること（同号b 9°）、また、同日までに耕地面積の10%をマメ科植物で占め、かつ、2050年までに国のたん白質の自給を達成すること（同11°）などの数値が示された。

<sup>7</sup> L.第311-1条。動植物の生物学的循環の制御と利用に相当し、かつ、当該循環に必要な一つ以上の段階を構成する活動は全て農業とみなされる。また、農業者が生産行為の延長で行う活動や、農場を支援する活動も含まれる。

<sup>8</sup> レジリエンスのほか、市場の成長性や変動性、農業設備や土壤、家族生活や地域社会・生態系への影響、農業経営等の研修の必要性、持続可能な資源の利用と植物保護製品（農薬等）の使用などの項目を組み合わせて診断される。

<sup>9</sup> 1ユーロは約172円（令和7年9月分報告省令レート）。

<sup>10</sup> また、再犯でない場合は、環境保護啓発講座の受講へ代替する措置が設けられた（同条）。

<sup>11</sup> 2006年から2021年までの15年間で、国内の生垣の約15%が消失したとされる。Girardin et al., *op.cit.*(2), p.109.

<sup>12</sup> 「生垣の持続可能な管理と再生」は国家戦略とされる（第38条による農事海洋漁業法典L.第126-6条の追加）。